

# 建設業法令遵守について

- 建設業法令遵守ガイドライン  
(元請負人と下請負人の関係に係る留意点)
- 法令違反と監督処分について
- 建設業における社会保険未加入対策

平成27年6月



四国地方整備局 建政部

# 「建設業法令遵守ガイドライン」について

# 法令遵守の必要性

## 建設業法の目的

建設業の健全な発達

建設業者の資質の向上

請負契約の適正化

発注者の保護

法令の遵守

公共の福祉の増進

建設業の育成・発展

請負契約者の保護  
適正で公正な取引

## I. ガイドラインの概要

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との請負契約の際に守らなくてはならない以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示しています。また、法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えているほか、関係法令についても解説しています。

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 見積条件の提示           | 7. 赤伝処理                    |
| 2. 書面による契約締結         | 8. 工期                      |
| 2-1. 当初契約            | 9. 支払保留                    |
| 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約 | 10. 長期手形                   |
| 2-3. 工期変更に伴う変更契約     | 11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 |
| 3. 不当に低い発注金額         | 12. 関係法令                   |
| 4. 指値発注              | 12-1. 独占禁止法との関係            |
| 5. 不当な使用資材等の購入強制     | 12-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）     |
| 6. やり直し工事            | 12-3. 労働災害防止対策について         |

※本文は、国土交通省HP( [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html) )に掲載しています。

## II. ガイドラインの活用

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人がそれぞれ対等な立場で建設工事の適正な取引を実現させることを目的に作成されています。建設業者の皆様は、自社の法令遵守に関する会議や研修等においてご活用いただくとともに、協力会社等に対する積極的な周知・啓発をお願いします。

## III. 「駆け込みホットラインー建設業法違反通報窓口ー」の運用

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に上記の建設業に係る法令違反の情報（通報）を受け付けています。  
「駆け込みホットライン」TEL. 0570-018-240（ナビダイヤル、全国共通）

## 建設業担当部局に寄せられる苦情・相談

- 国土交通省の建設業担当部局に寄せられる苦情・相談(平成24年度:約3,600件)のうち、その約7割が建設工事の請負代金等の支払に関する問題です。
- 請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関することであるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則となります。  
⇒ 弁護士・建設工事紛争審査会の活用、建設業取引適正化センターへの相談等による対応



## 請負代金の支払に関する紛争＝経営上の重大なリスク

- 請負代金の支払に関する紛争は、その解決を図るため、それぞれの当事者に経済的・時間的・労力的な負担が生じ、その間の資金繰りが悪化して、再下請負人に対する代金や技術者・技能労働者に対する賃金の支払遅延が生じた場合、取引先や雇用者からの信用低下につながるなど、その後の経営上の重大な問題に発展する恐れがあります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、**書面契約を交わしていない**こと等が原因となって発生しています。建設業者は、その場での口約束は、**経営上の重大なリスク**と認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面契約を交わすことが必要です。



## 紛争の未然防止(契約内容の書面化の徹底)

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者(元請負人・下請負人)に対して、**事前に書面による契約を義務づけて**います。
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、**契約内容を変更する場合は、速やかに書面化により変更契約を締結**する必要があります。速やかな変更契約書作成等が困難な場合は、当事者が**合意した変更内容を書面化**し、相互に交付し合うことが必要です。これらの書面は、後日、紛争が生じた際、**自らの債権債務を主張する重要な証拠**となります。
- 契約内容の書面化にあたっては、当該契約が**事業主間の契約(請負契約)なのか、事業主と労働者間の契約(雇用契約)なのか**を意識して作成することも重要ですが、**工事途中で作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります**。

## 建設業法第19条の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して法律で定める14の項目(工事内容、請負代金額、工期、紛争の解決方法等)を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記の項目に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければならない。

## 紛争の未然防止のために元請負人として心がけること

### ○ 適切な下請負人の選定・管理を徹底

下請工事の発注にあたっては、適切な与信管理に基づく下請負人の選定を行うとともに、工事の施工中も、出来高査定を厳格に実施しつつ、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが順調に実施されているかについて、適切に把握・管理することが重要です。

なお、再下請が適切に行われているかについてもきちんと管理を行い、下請構造が無駄な重層化にならないよう留意することも必要です。

### ○ 下請負人の資金繰りへの配慮

経営基盤の脆弱な下請負人は、資金繰りが不安定になることが多いため、下請負人とのコミュニケーションを円滑にして、経営状況の把握に努め、下請負人から資金繰りに関する相談があった場合等は、前金払、出来高払の早期化、資金の貸付等の対応を行うなどの配慮をすることが必要です。

## 特定建設業者としての対応

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に参加している全ての下請負人が建設業法の規定（建設業法第19条他）及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要がある（建設業法第24条の6）。

また、当該建設工事に参加している下請負人が、賃金不払又は不法行為等起こした場合、必要に応じて適切な措置を講ずる勧告の規定（建設業法第41条第2項及び第3項）があることも踏まえ、特定建設業者は、下請契約の関係者保護について特に配慮する必要があります。

特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることを認識し、請け負った工事に参加している下請負人の指導・管理を徹底する必要があります。

## 紛争の未然防止のために下請負人として心がけること

### ○ 工事を請け負う際のポイント

下請負人自身も、工事を請け負うに際しては、元請負人の経営情報等をリサーチし、工事を受注することが重要です。

請負代金の支払いに関して、紛争が発生するきっかけとしては、

- ・ 知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負った
  - ・ かなり以前に取引があったが、久しぶりに取引をした
- といったケースが多いため、新規若しくはそれに近い元請負人から工事を請け負う場合は、特に慎重な判断が必要です。

### ○ 工事受注後における適切な対応

工事を受注した後も、

- ・ 当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた
- ・ 工事の内容や工期が変更になった
- ・ 工事が一時中止になった

といったケースは、費用負担に関して当事者間で齟齬が生じ、紛争に繋がりやすいため、変更の内容・条件等を明確に書面化し、精算の段階で紛争が生じないように注意する必要があります。

### ○ 契約の書面化に対する毅然とした対応

下請負人は、元請負人に対し契約内容を書面化するよう毅然とした対応をとることが重要です。なお、契約内容を書面化しないことは、下請負人自身も建設業法第19条違反になる恐れがあります。


### ○ 「下請債権保全支援事業」の活用

国土交通省では、下請負人等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請負人等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する「下請債権保全支援事業」を実施しています。

下請負人は、こうした事業を積極的に活用するなど、自主的な債権回収の手段を講じておく必要があります。


# I-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません



いつもの通りと言われても…  
責任施工範囲は？  
支払条件は？  
工期は？

下請負人



あの工事、  
いつもの通りで  
見積ってくれ。

元請負人

- ・工事内容の他に、支払条件・施工条件、材料費・労災対策費等の負担区分などを具体的に明示。
- ・口頭ではなく書面による提示が望ましい。

# I-2 適正な見積期間の設定

下請負人が見積りを行うに足る期間を設けなければなりません

見積りを  
3日以内に  
持ってきてくれ。

この工事だと  
3000万円くらいの  
規模になりそうです。  
3日では……

下請工事発注予定額に応じた  
必要見積期間

- ①500万円未満 中1日
- ②5000万円未満 中10日
- ③5000万円以上 中15日以上

※②③の場合で、やむを得ない場合  
には短縮可能

元請負人

下請負人



## Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



①着工前に ②必要事項を記載した ③書面による 有効な「契約」が必要

建設業法 第18条、第19条

## Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（14 項目）を記載することが必要です

この建設工事  
標準下請契約約款に  
のっとして  
契約を交わしましょう。

標準下請  
契約約款

片務性の排除を！

注文者

お願いします！

請負人

## Ⅱ-3 追加変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



# Ⅲ 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費の外、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

# IV 不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



# V

## やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



# VI

## 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で  
かかった諸費用は、  
支払いから差し引かせて  
もらいましたよ。

妥当性、  
透明性の  
確保を！



元請負人



下請負人

そんな—  
現場の諸経費を  
引かれるなんて  
一言もきていないし、  
廃棄物なんか全然  
出していないのに！

事前協議・合意  
の書面化を！

# VII

## 下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があつてから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません





特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



# Ⅸ 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



建設業者

保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について、10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

# 特定建設業者の皆さんへ

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。（建設業法第24条の6第1項）（※直接下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。）

## ◇ 元請の責務とは

- ① 下請業者に法令遵守指導の実施
- ② 下請業者の法令違反については是正指導の実施
- ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

### 指導すべき法令の規定（建設業法施行令第7条の3）

法 律 名	内 容
建 設 業 法	<p>下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。</p> <p>(1)建設業の許可(3条)                      (2)一括下請負の禁止(22条)                      (3)下請代金の支払(24条の3・24条の5)                      (4)検査及び引渡し(24条の4)                      (5)主任技術者及び監理技術者の配置等(26条、26条の2)</p>
建 築 基 準 法	<p>(1)違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項)                      (2)危害防止の技術基準等(90条)</p>
宅地造成等規制法	<p>(1)設計者の資格等(9条)                      (2)宅地造成工事の防災措置等(14条2項・3項・4項)</p>
労 働 基 準 法	<p>(1)強制労働等の禁止(5条)                      (2)中間搾取の排除(6条)                      (3)賃金の支払方法(24条)                      (4)労働者の最低年齢(56条)                      (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2)                      (6)安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)</p>
職 業 安 定 法	<p>(1)労働者供給事業の禁止(44条)                      (2)暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)</p>
労働安全衛生法	<p>(1)危険・健康障害の防止(98条1項)</p>
労働者派遣法	<p>(1)建設労働者の派遣の禁止(4条1項)</p>

# 平成26年度下請取引等実態調査結果

	指導対象調査項目	適正回答率(%)		増減	
		平成26年度	平成25年度		
1	見積依頼方法	「書面」による工事の具体的な内容	77.7	73.2	4.5
2	金額決定方法	見積書に基づく元下請負人双方の十分な協議	97.0	96.8	0.2
3	見積提示内容	契約に必要な金額以外の13項目	12.4	12.8	-0.4
4	見積日数(500万円未満)	中1日以上	97.3	97.0	0.3
5	見積日数(5000万円未満)	中10日以上	56.1	52.9	3.2
6	見積日数(5000万円以上)	中15日以上	51.1	45.9	5.2
7	契約方法	要件を満たした契約書・定款による契約	59.6	57.2	2.4
8	契約条項	法定14項目	22.7	30.4	-7.7
9	契約締結時期	下請工事の着工前までに締結	96.6	96.4	0.2
10	追加・変更時の契約締結	・	80.9	77.6	3.3
11	追加・変更時の見積依頼方法	「書面」(メール・FAX含む)による依頼	69.5	58.2	11.3
12	追加・変更時の契約方法	一定の要件を満たした書面による契約	73.9	70.8	3.1
13	追加・変更時の時期	追加・変更対象の工事に着手する前に契約	68.6	68.8	-0.2
14	追加・変更の内容不確定時の対応	対象・時期等を記載した書面を事前に取交する等	11.4	10.0	1.4
15	引渡申出からの支払期間	特定建設業者→50日以内	95.1	94.8	0.3
16	注文者から受領してからの支払期間	1ヶ月以内	82.2	81.9	0.3
17	支払手段	現金払(少なくとも労務費は)	89.8	89.3	0.5
18	手形期間	・	89.1	88.7	0.4
19	赤伝処理	事前に協議・合意し、見積書等に明示	69.2	66.9	2.3
20	施工体制台帳の整備(公共工事)	・	97.7	97.3	0.4
21	施工体制台帳の整備(民間工事)	・	83.4	83.9	-0.5
22	添付書類(公共工事)	・	50.3	48.7	1.6
23	添付書類(民間工事)	・	35.5	31.1	4.4
24	施工体系図(公共工事)	・	96.9	96.3	0.6
25	施工体系図(民間工事)	・	68.0	66.5	1.5
26	帳簿備付	・	87.6	87.0	0.6
27	帳簿保存期間	・	86.4	84.3	2.1

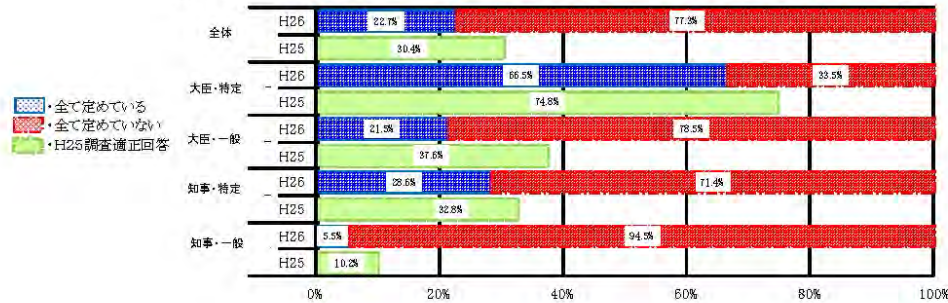
調査対象業者等：  
全国の建設業者から無作為に抽出した  
14,049者より書面調査

調査対象取引：  
H23.7.1.～H26.6.30における取引

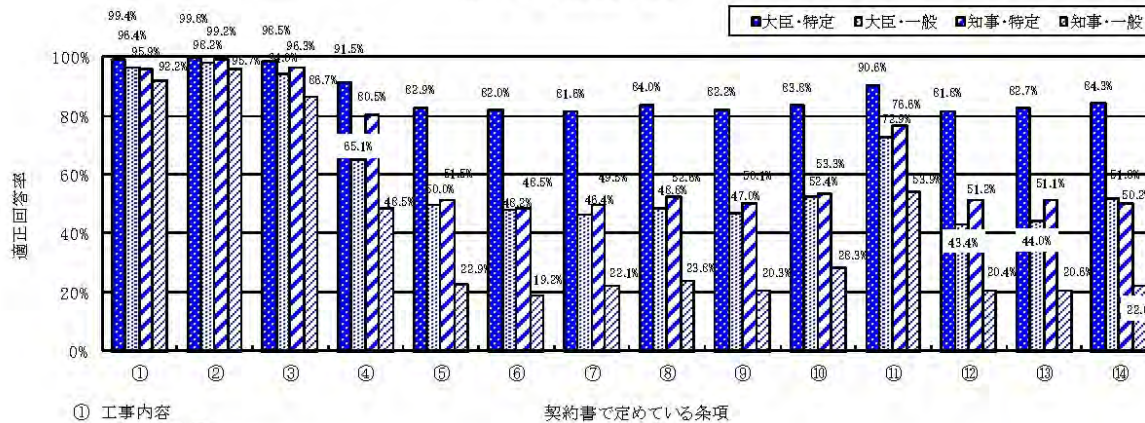
# 契約書への記載条項

※「平成26年度下請取引等実態調査結果」より

(a) 契約書で定めるべき条項を全て定めている割合（適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象）



(b) 条項別の割合



- 適正回答率
- 契約書で定めている条項
- ① 工事内容
  - ② 請負代金の額
  - ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
  - ④ 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
  - ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
  - ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
  - ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
  - ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
  - ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
  - ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
  - ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
  - ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
  - ⑬ 当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

# 見積書(法定福利費)提示の働きかけ(元受→下請)

※「平成26年度下請取引等実態調査結果」より

図-8 法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ

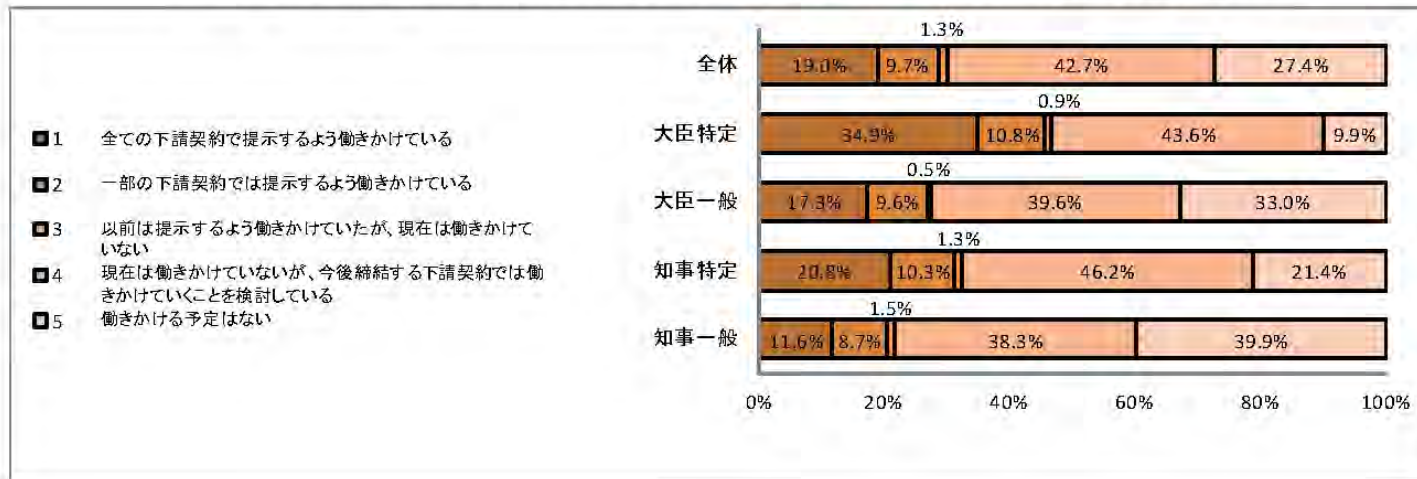
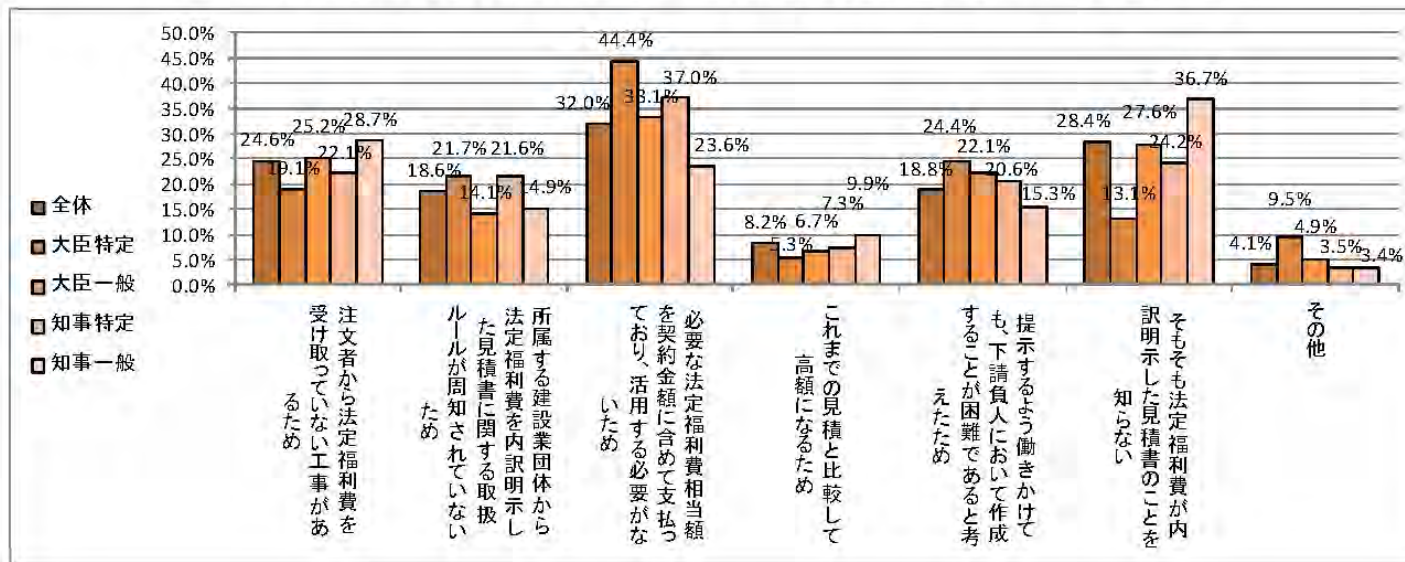


図-9 法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由



# 見積書(法定福利費)の活用状況(下請→元受)

※「平成26年度下請取引等実態調査結果」より

図-10 下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況

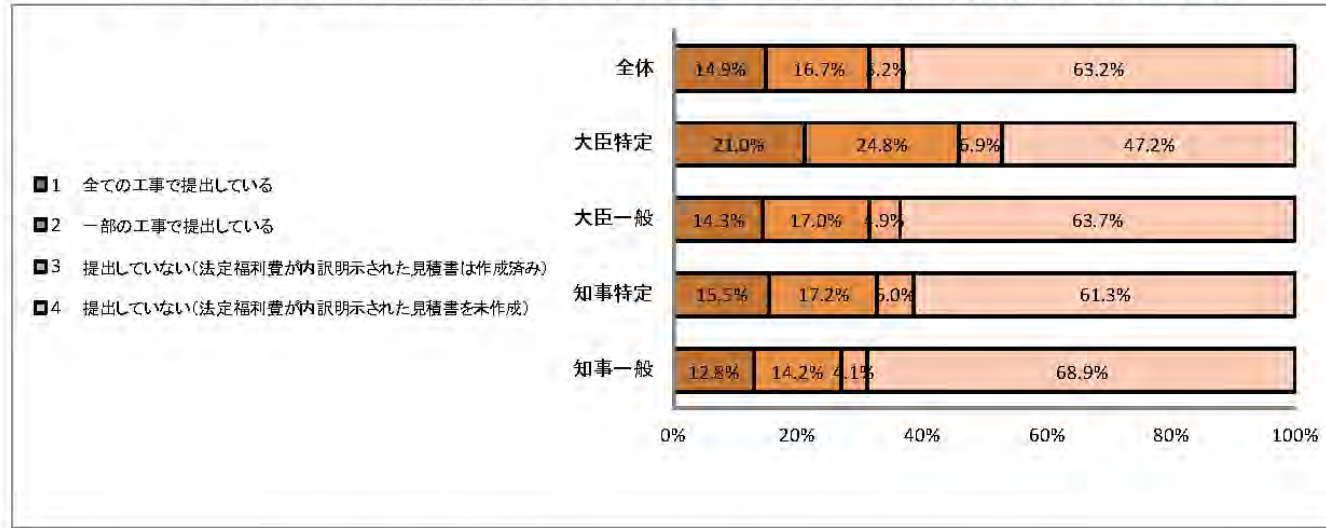
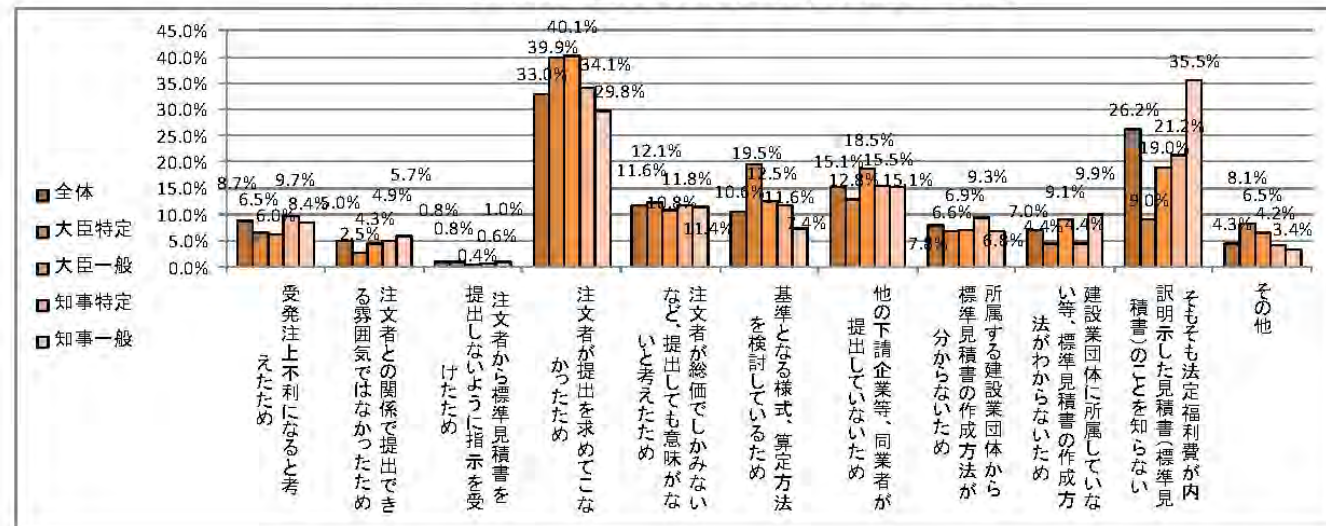


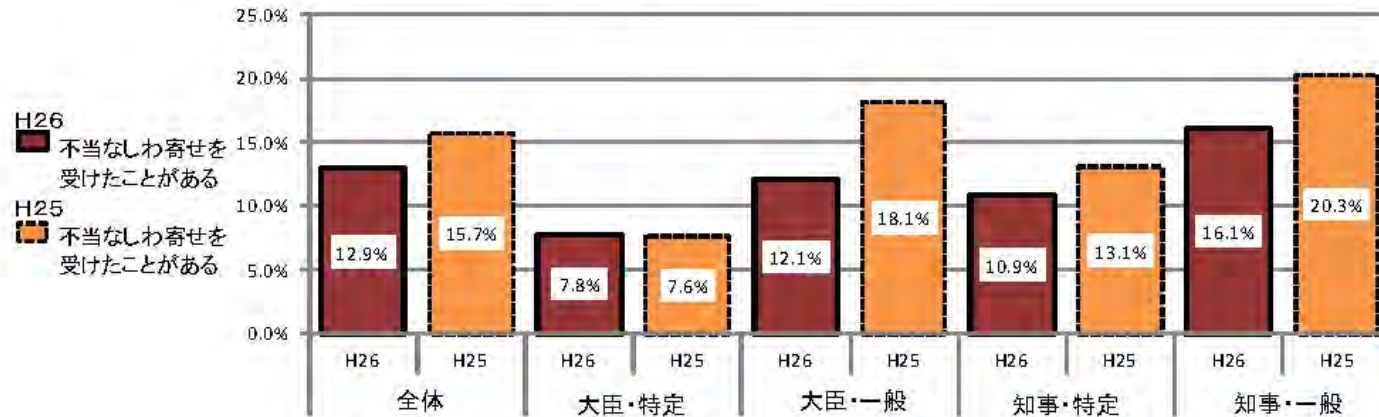
図-11 下請負人が標準見積書を提示しない理由



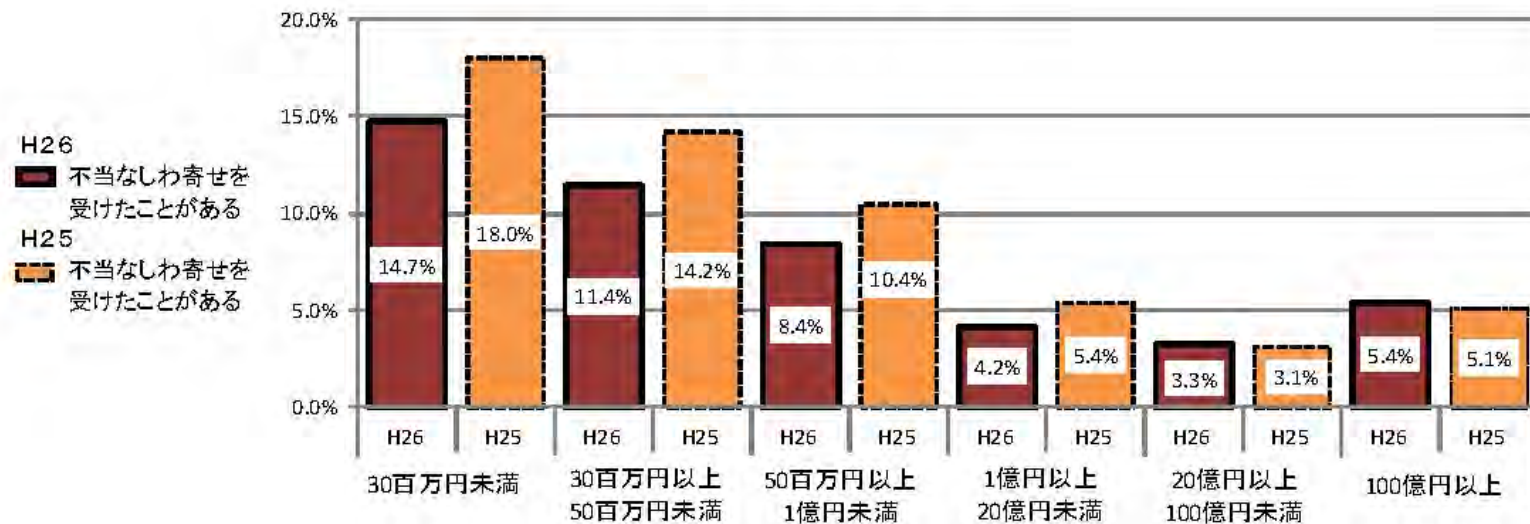
# 下請負人への不当なしわ寄せ

※「平成26年度下請取引等実態調査結果」より

## (a) 許可区分別



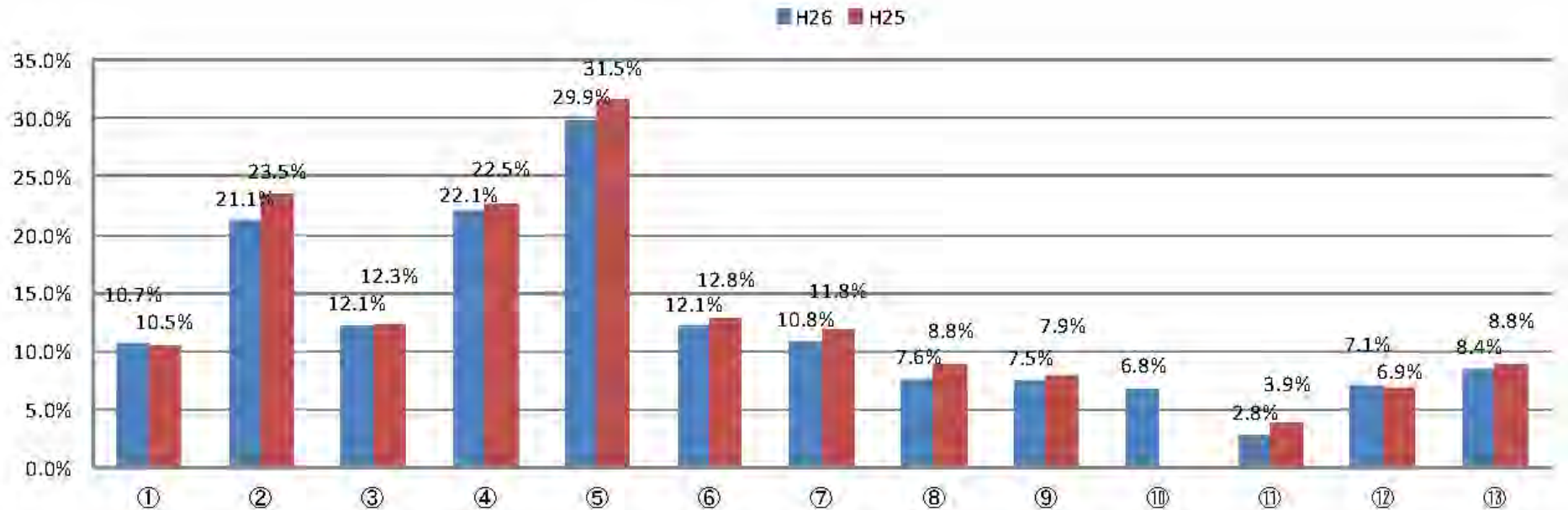
## (b) 資本金階層別





# 下請負人への不当なしわ寄せ2

※「平成26年度下請取引等実態調査結果」より



- ①元請負人からの見積依頼がないまま契約に至ったことはありますか
- ②下請契約の締結時に元請負人から指値発注されたことがありますか
- ③工期について、元請負人から、極めて短いなど不適正な工期を設定されたことはありますか
- ④下請契約の締結が書面で行われなかったことはありますか
- ⑤下請契約の締結が工事着手後となったことはありますか
- ⑥追加・変更契約の締結を拒否されたことはありますか
- ⑦元請負人が発行する手形の期間について、120日を超える手形を交付されたことはありますか
- ⑧下請代金の受取時に、不当に支払の保留をされたことはありますか
- ⑨貴社に合意を得ることなく、一方的に下請代金を差し引く赤伝処理をされたことはありますか
- ⑩安全経費の支払いが認められなかったことはありますか(※平成26年度新規調査項目)
- ⑪下請代金の消費税相当額の転嫁が認められなかったことはありますか
- ⑫貴社の責任ではないにもかかわらず、元請負人からやり直し工事を強いられ、その費用を一方的に負担させられたことはありますか
- ⑬工事代金の一部もしくは全く支払ってもらえなかったことはありますか

# 法令違反と監督処分について

# 建設業法違反に対する主な処分

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」より一部を例示

## 行政指導(助言・勧告)

### 指 示

- ・技術者専任義務違反
- ・許可事項等変更の未届出
- ・契約書未作成
- ・標識未掲示
- ・帳簿等不備

### 営業停止

- ・一括下請負
- ・主任技術者等の不設置
- ・施工体制台帳等の不作成
- ・無許可業者との下請負契約
- ・経営事項審査等の虚偽申請

### 許可取消

- ・営業停止処分違反

### ・公衆危害

#### ○他の法令違反

- ・工事関係者事故
- ・社会保険未加入

- ・代表者等の刑法、独禁法、建築基準法、労働基準法等の違反

※実際の処分にあたっては、違反行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案

# 主な建設業法違反の事例

## 営業所の専任技術者の不設置

法7条2号  
※許可要件

- ・「専任」 = 常時その営業所に勤務していることが必要。
- ・基本的に他の営業者や監理技術者等との兼任はできない。  
※専任を要しない監理技術者等との兼任については、一部例外規定有り。

## 管理技術者等の専任違反

法26条3項

- ・公共性等があり請負代金が一定額以上の工事については、「専任」が必要。
- ・「専任」=他工事の監理技術者等や営業所の専任技術者と兼任できない。
- ・下請についても、下請契約の内容・額が該当する場合は「専任」が必要。
- ・変更契約により契約額を増額をする場合は要注意。

# 主な建設業法違反の事例 2

## 一括下請負

法22条

- ・元受、下請に関係無く禁止。
- ・請負内容が一部分であっても、それが工事の主たる部分であれば違反
- ・請け負った側も違反。
- ・民間工事は例外規定があるが、公共工事は全面禁止

## 無許可業者との下請契約

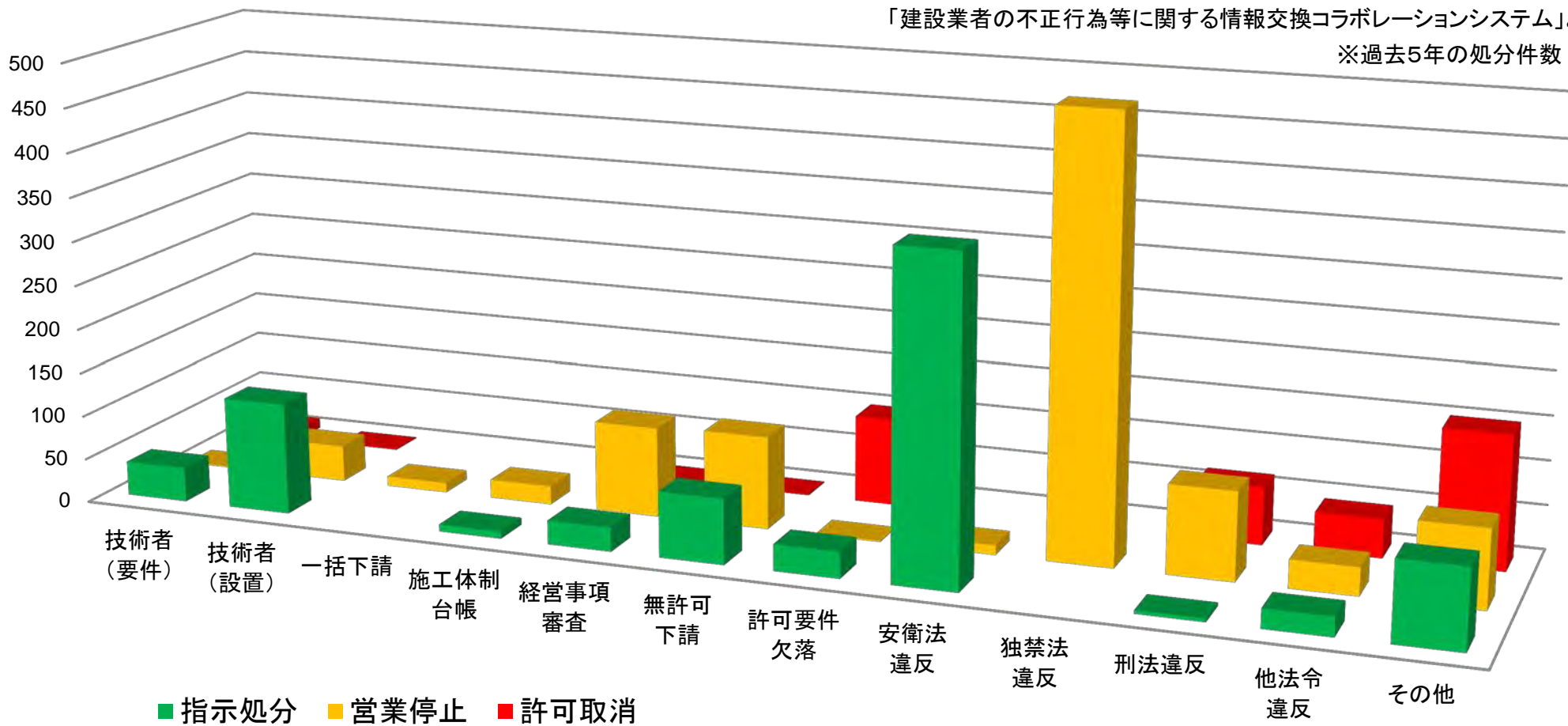
法28条1項6号

- ・一定額以上の工事を請負する場合は、建設業許可が必要。
- ・材料の提供があった場合は、その費用も合算した額で判断するため、要注意。

# 全国の処分状況

「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」より

※過去5年の処分件数



	技術者(要件)	技術者(設置)	一括下請	施工体制台帳	経営事項審査	無許可下請	許可要件欠落	安衛法違反	独禁法違反	刑法違反	他法令違反	その他	全国計
指示処分	39	126		8	27	74	30	364		4	22	90	784
営業停止	1	41	11	21	102	105	1	11	493	100	32	89	1007
許可取消	12	1			1	1	99			65	44	151	501

## 建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

通 報 先



TEL. 0570-018-240

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

E-mail : kakekomi-hl@mlit.go.jp

### 「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

◆通報される方の氏名、住所

※通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等  
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送、FAX)してください。

#### 1. 通報される方の情報

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

#### 2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

#### 3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

# 駆け込みホットライン

## — 建設業法違反通報窓口 —

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

## なくそう違反、あったら通報!!



TEL. 0570-018-240  
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



## 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

### ●見積条件の提示

- ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

### ●当初契約

- ・下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

### ●追加・変更契約

- ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

### ●工期変更に伴う変更契約

- ・工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

### ●不当に低い請負代金／指値発注

- ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

### ●不当な使用資材等の購入強制

- ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

### ●やり直し工事

- ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

### ●赤伝処理

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舎使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた

### ●工期

- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

### ●支払保留

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

### ●長期手形

- ・120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



## 工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等



## 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

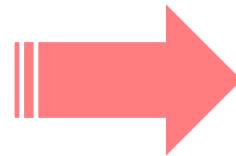
- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等



# 社会保険の未加入対策について

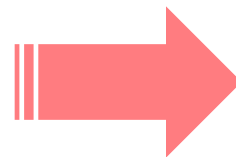
# なぜ社会保険加入対策が必要か？

適正に法定福利費を負担する企業ほど  
コスト高となる不公正な競争環境



ダンピングの横行  
利益率の低下  
適正な企業の減少

技能労働者の処遇悪化や賃金の低下に  
よる就労環境の悪化



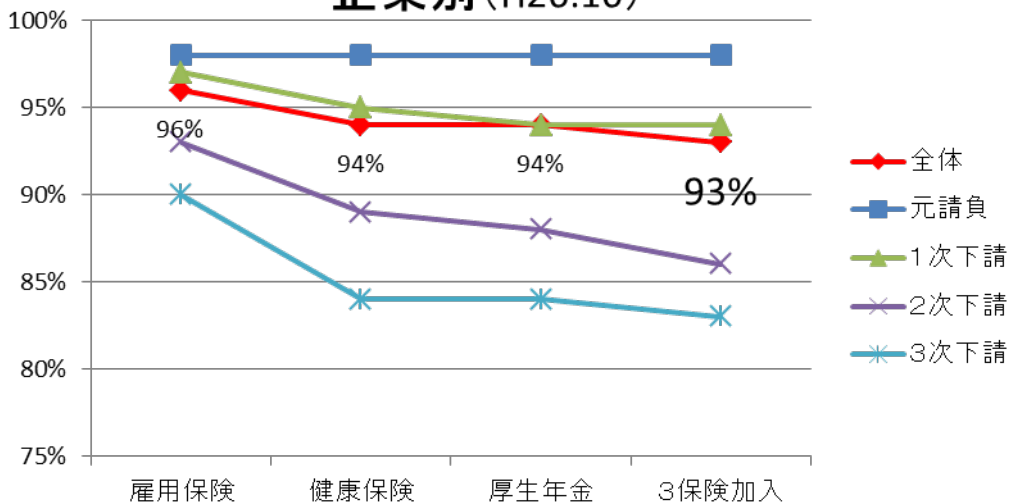
若年者の入職減少  
技能伝承困難による  
産業全体の衰退

このような状況に対し、建設業に関わる関係者が一体となって、社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることが必要。

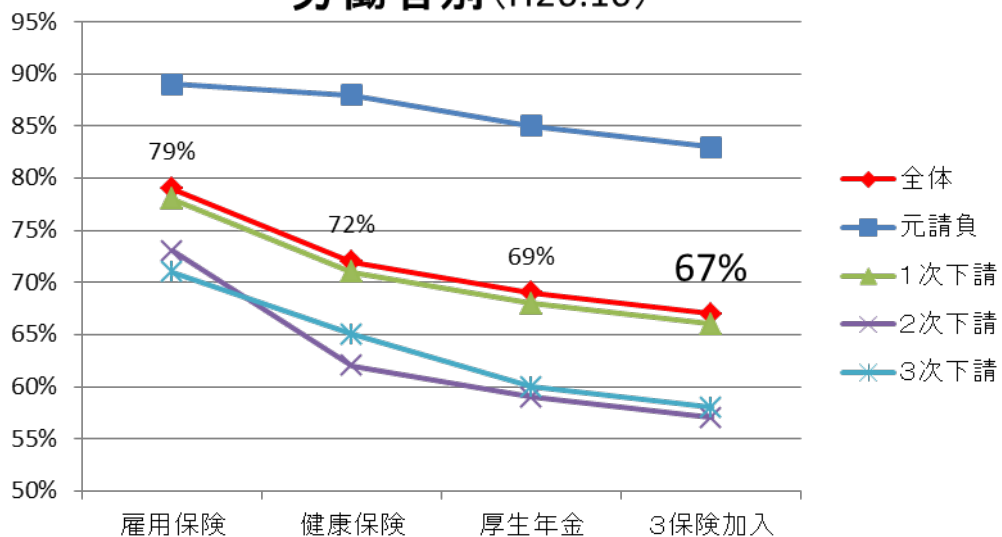
# 社会保険の加入状況

「公共事業労務費調査」より

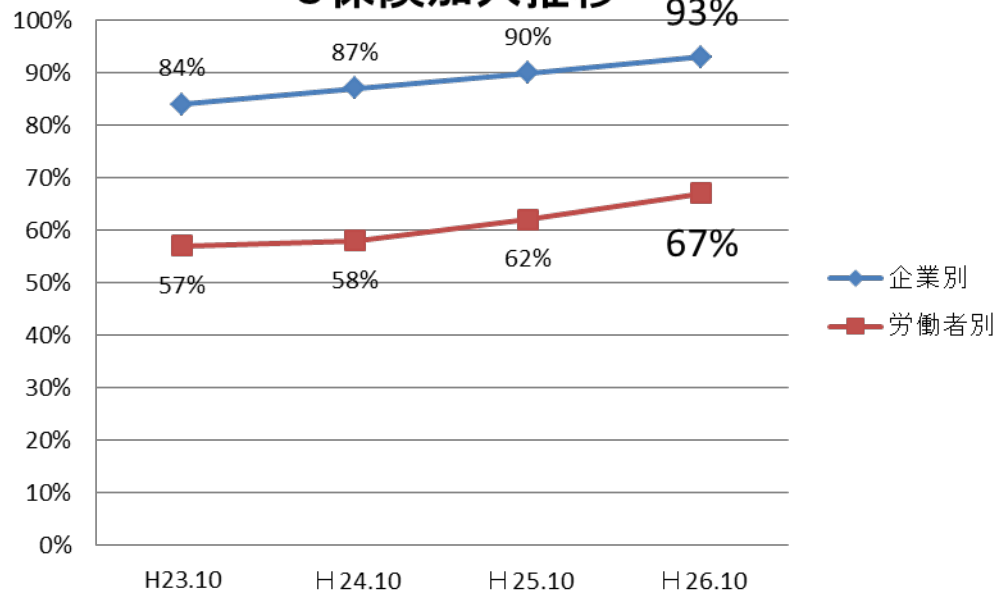
## 企業別 (H26.10)



## 労働者別 (H26.10)



## 3保険加入推移



# 社会保険等未加入対策について

総合的対策の推進

<b>行政による チェック・指導</b>	<p>&lt;H24. 7~&gt; ○経営事項審査における減点幅の拡大</p>	<p>&lt;H24. 11~&gt; ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に</p>
<b>直轄工事における対策</b>	<p>&lt;H26. 8~&gt; ○下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 ○元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定</p> <p>&lt;H27. 4~&gt; ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施</p> <p>&lt;H27. 8~&gt; ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入企業に限定する措置を試行</p>	
<b>下請企業への指導（下請指導ガイドライン）</b>	<b>法定福利費の確保</b>	
<p>&lt;H24. 11~&gt; ○協会会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等</p> <p>&lt;H27. 4~&gt; ○法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載（下請企業が再下請に出す場合も同様）。 ○提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。 ○平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載</p>	<p>&lt;H24. 4~直轄工事の予定価格への反映&gt; ○現場管理費率（土木、平成24年4月から）、複合単価・市場単価等（建築）の見直し（事業主負担分、平成25年10月から）及び公共工事設計労務単価の改訂（本人負担分、平成25年4月から）により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。</p> <p>&lt;H25. 9~法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の活用&gt; ○各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一斉に開始。</p> <p>&lt;H26. 1~民間発注者への働きかけ&gt; ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。</p> <p>&lt;H27. 1~法定福利費の確保に向けた関係者の申し合わせ&gt; ○平成27年1月19日に建設業関係団体からなる第4回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、元請企業は、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示すること等について申し合わせ。</p> <p>&lt;H27年度~元中間での法定福利費の確実な移転に向けた取組&gt; ○法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修（原価管理等）を実施。 ○別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討。</p> <p>&lt;H27年度~民間発注者への働きかけ&gt; ○民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ（先進的取組の水平展開）</p> <p>&lt;H27年秋以降~社会保険加入指導の前倒し&gt; ○現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施。</p>	

周知

<b>地方への周知徹底（社会保険等未加入対策地方キャラバン）</b>	<b>Q &amp; A、周知用リーフレットの作成</b>
<p>○平成27年5月~7月に全国10箇所（各地方整備局のブロック毎に1箇所）で開催し、施策の周知及び意見交換を実施。</p>	<p>○社会保険未加入対策に係るQ &amp; Aを作成し、ホームページで公表。 ○一人親方の労働者性・事業者性の判断基準に関するリーフレットを作成。</p>

## 目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

## 第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの。

## 第2 元請企業の役割と責任

### (1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要**。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

### (2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施。

(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握 (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導 (エ) 再下請企業が同様の取組を行うよう協力会社を通じて指導

平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましい。

### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認<sup>※1</sup>し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導。

遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべ

### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導。

### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導。<sup>※1,2</sup>

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべ

### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべき。

※1 確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努める。

※2 情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能。

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

## (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を継続して実施。

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発      イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

## (8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示。提出された見積書を尊重。

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあり、厳に慎む。

## 第3 下請企業の役割と責任

**従業員**の社会保険加入義務を負っているのは、雇用主。そのため、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠。その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う。施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載。

労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ。

### イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担。

**ウ 必要な法定福利費の確保**  
再下請企業(自社を含む)の作業員の保険加入状況を確認、その真正性の確保に努める。当該状況について、元請企業に情報提供。

自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出。

### エ 再下請負人の法定福利費の適正な確保

再下請負させた場合は、第2(8)と同様に再下請負人の法定福利費を適正に確保するよう努める。

## 第4 施行期日等

平成24年	7月	4日	通知
平成24年	11月	1日	施行
平成27年	4月	1日	一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしていたところ。

## 検討上の課題・方向性

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応（加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止）が必要。

## 改訂の主な内容

### 法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載（下請企業が再下請に出す場合も同様）。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

### 適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施（モデル現場）

- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

### 情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

- 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

### 施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。（平成27年4月1日付け一部改訂）

# 一人親方の社会保険

会社の保険料の負担を軽くするために、社員を一人親方として独立させる...

契約形式が「請負」であっても実態が雇用労働者であれば、社会保険関係法令や労働関係法令が適用され、処分される場合もあり

## 「請負」としての働き方に近い

たとえば、仕事を依頼されている会社から...

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
- ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
- ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

## 「労働者」としての働き方に近い

たとえば仕事を依頼されている会社から...

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
- ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
- ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

○事例やチェック表等を参考に、適切な契約と社会保険への加入を。

「一人親方の社会保険加入に関するリーフレット」 <http://www.mlit.go.jp/common/001090439.pdf>

※詳細については担当部局までお問い合わせ下さい。

※雇用保険 → 労働基準監督署及びハローワーク

※健康・年金保険 → 年金事務所



# 標準見積書の一斉提出開始について

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

## 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積が一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の**総額単価**だけではなく、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

## 2. 関係者の取組

### 【発注者】

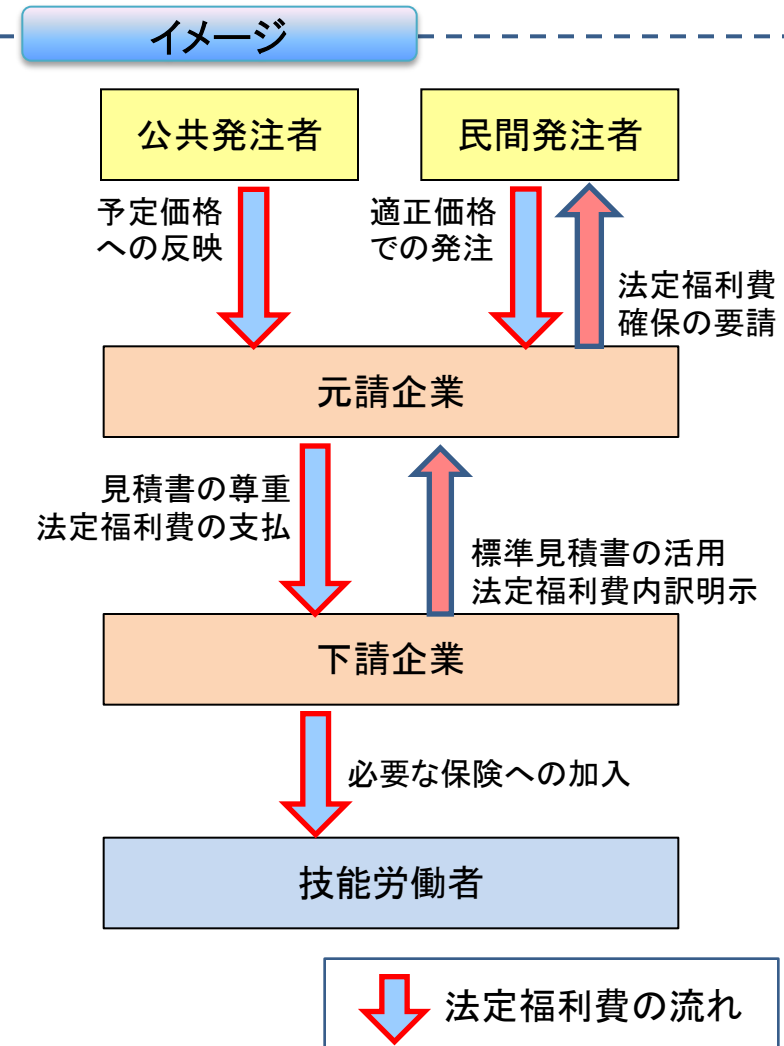
- 直轄工事においては、**土木工事の法定福利費現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む**適正価格での発注**を要請。

### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は**尊重し、適切な法定福利費を支払い**。

### 【下請企業】

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- **技能労働者を必要な保険に加入させる**。



# 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

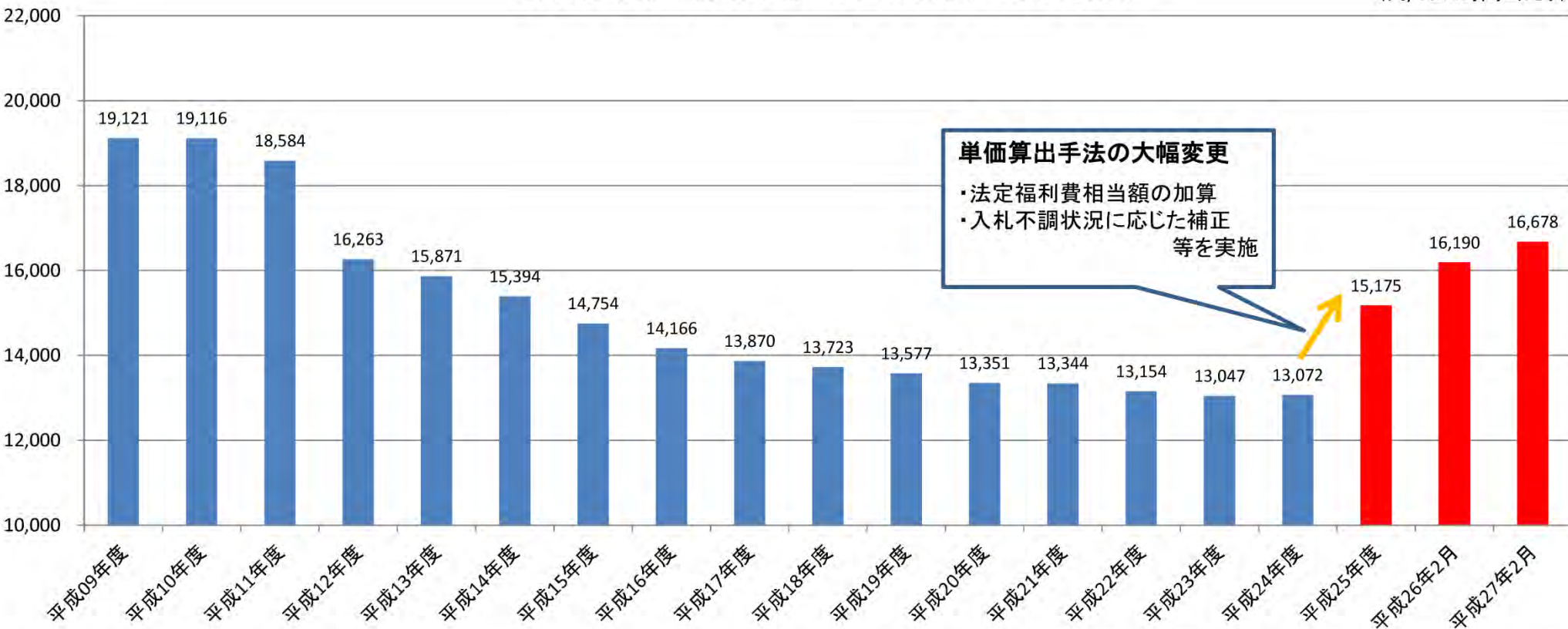
- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (昨年度に引き続き改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

➔ **全職種平均**

全 国	(16,678円)	平成26年2月比 ;	+4.2%	(平成24年度比 ;	+28.5%)
被災三県	(18,224円)	平成26年2月比 ;	+6.3%	(平成24年度比 ;	+39.4%)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

# 直轄工事における更なる社会保険等未加入対策

## 【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正】

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事のうち、下請契約を締結する全ての工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化（改正法第15条関係）

・ 法施行を踏まえ、以下の2つの対策を実施

### ①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大

#### 現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

#### 今後の対策

下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

### ②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲の拡大(試行)

#### 現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止

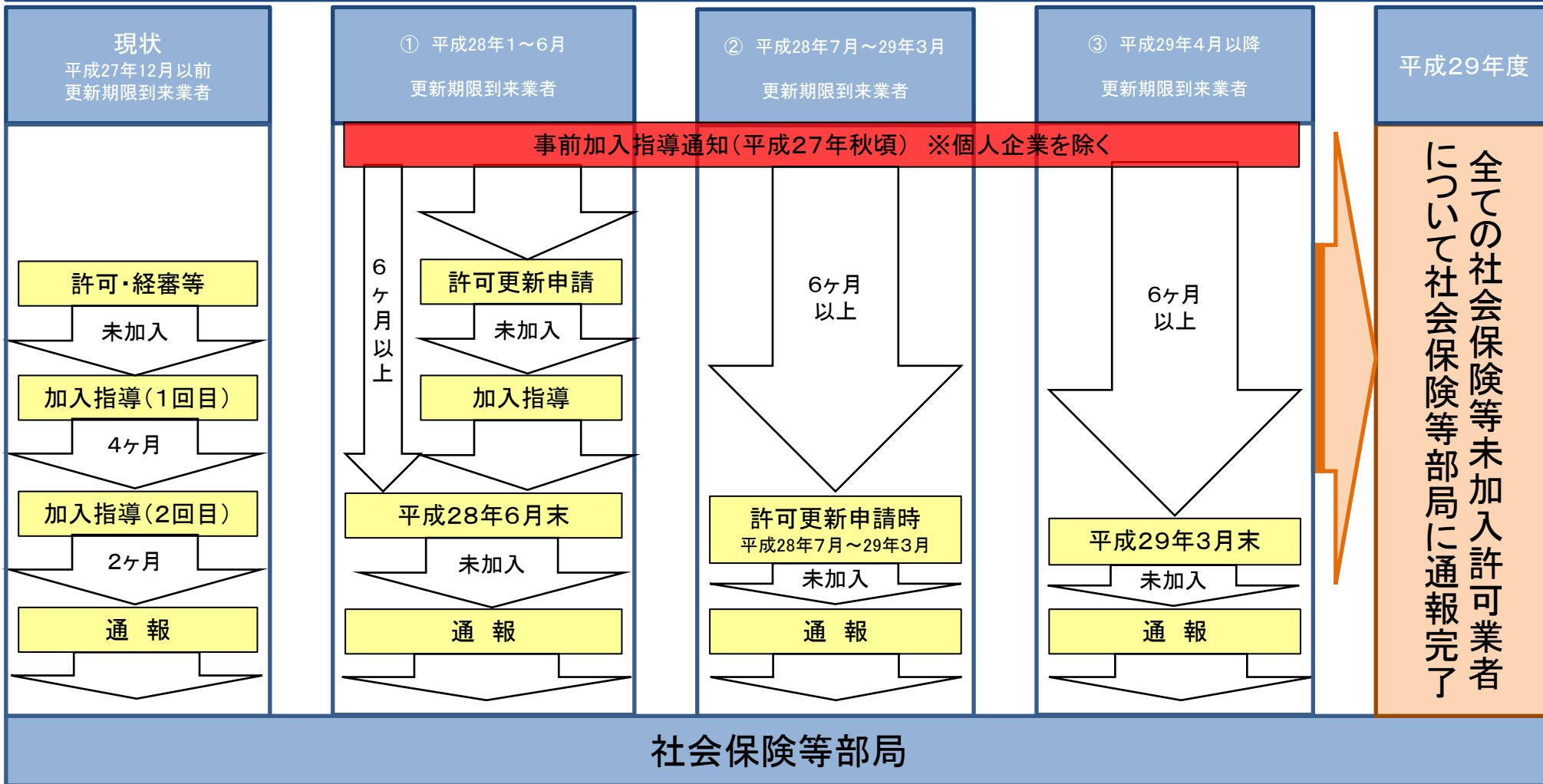
#### 今後の対策

本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請金額の総額が3,000万円未満のもの(※)も、左記の措置の拡大を試行

※建築一式工事については、総額4,500万円

# 建設業許可行政庁による社会保険加入指導の前倒し

- ◎ 許可等の申請時点で、社会保険等に未加入の場合は加入指導を行い、加入しない場合は社会保険等部局へ通報する現状の体制を見直し、**平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対して、事前加入指導通知を发出。**
- ① 平成28年1月～6月に更新期限が到来する許可業者は、平成28年6月末までに加入していない場合、社会保険等部局に通報。
  - ② 平成28年7月～平成29年3月に更新期限が到来する許可業者は、更新申請時に加入していない場合、社会保険等部局に通報。
  - ③ 平成29年4月以降に更新期限が到来する許可業者は、平成28年度内に加入していない場合、社会保険等部局に通報。
- ※ **経営事項審査の申請時又は更新以外の新規等の許可申請時に加入していない場合及び発注部局から未加入の通報があった許可業者に関しては、上記に関わらず、平成27年11月以降に受理するものについて、社会保険等部局に通報。**



# 最近の話題

- 建設業関係の主な改正
- 担い手3法(歩切りの根絶等)

# 平成27年度改正（建設業関係）の主な内容

## 建設業許可（更新）申請時の添付書類等の変更

- ・資料提出の対象となる役員等の拡大
- ・営業所専任技術者の一覧表の追加
- ・役員の実務等の記載の簡素化
- ・財務諸表に記載を要する資産基準の緩和

## 一般建設業の主任技術者の要件緩和

- ・対象となる技能検定（型枠施工・建築板金）の追加

## 施工体制台帳の記載事項の追加

- ・外国人就労者等の従事の有無を追加

## 暴力団の排除徹底

- ・欠格の対象となる役員等の拡大
- ・欠格のとなる履歴期間の追加

## 許可申請書等の閲覧制度見直し

- ・個人情報等を閲覧対象から除外
- ・大臣許可の閲覧場所を限定

## 許可業種の新設 ※28年度開始をメド

- ・「とび・土工工事業」から解体作業を分離し、「解体工事業」として新設。

## 公共事業のみ

### 経営事項審査の項目追加

- ・若手技術者の育成に対する加点
- ・評価対象となる建設機械の追加

### 入札時の内訳書の提出

- ・全ての工事で提出を義務化

### 施工体制台帳の提出対象の拡大

- ・全ての工事で提出が必要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

## 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

#### ■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

#### ■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

#### ■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定  
<建設業法等の一部を改正する法律>

## 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

#### ■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

#### ■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

## 建設業法の改正

### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

#### ■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

#### ■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

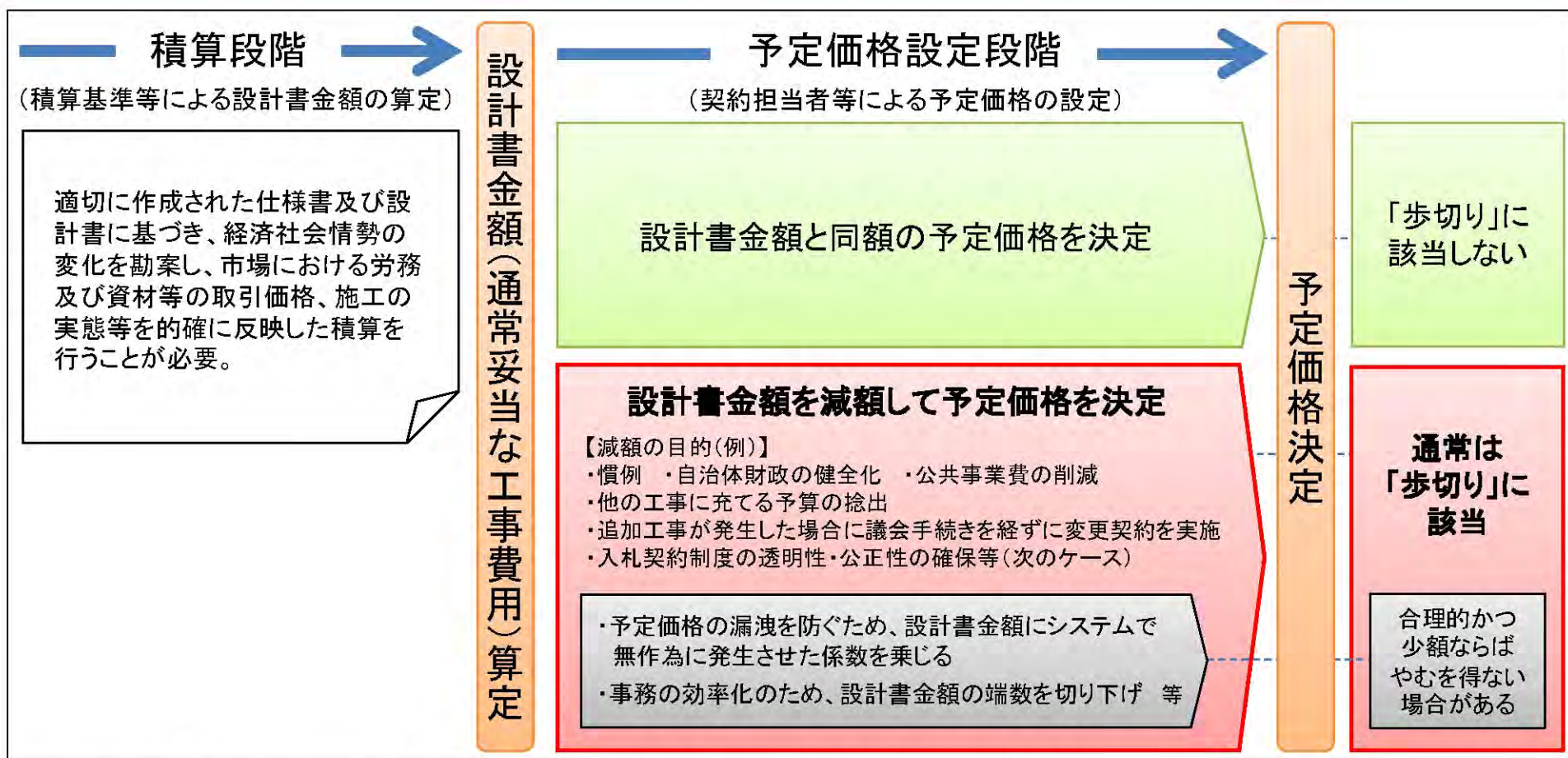
# 「歩切り」について

「歩切り」とは…

『**適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為**』（適正化指針※）

⇒ 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例）自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等



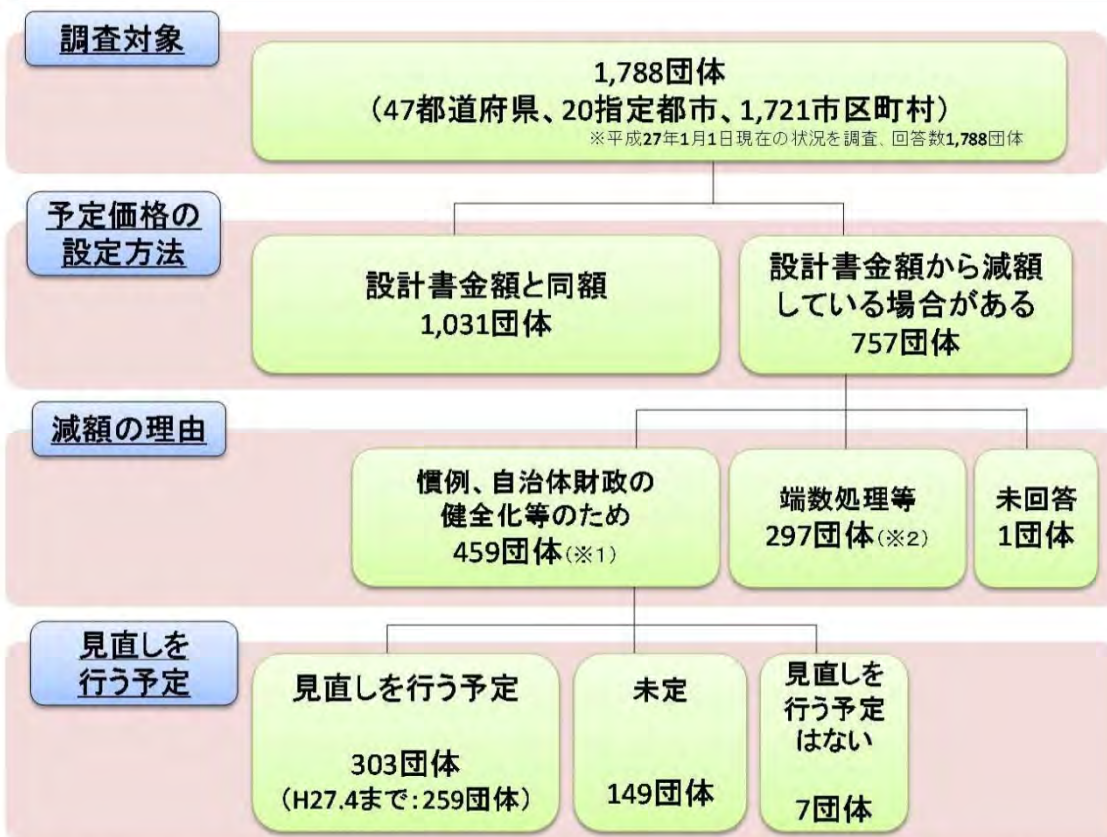
(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)



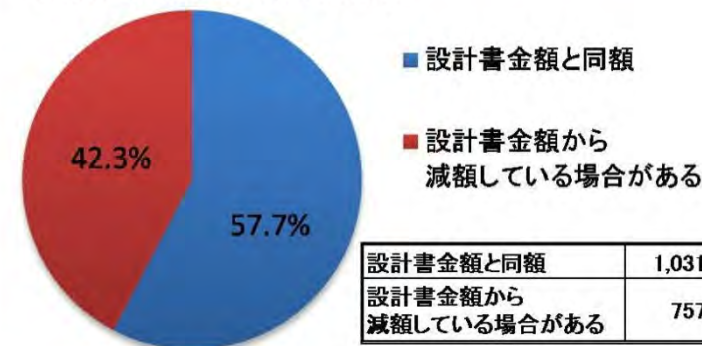
# 「歩切り」に関する地方公共団体への調査結果について

平成27年1月1日現在

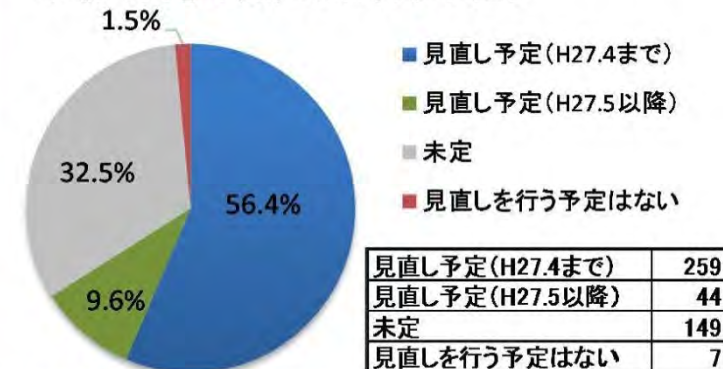
- 1,788団体のうち、1,031団体(約6割)が「設計書金額と予定価格が同額」、757団体(約4割)が「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答
  - 減額の理由は、757団体のうち459団体(約6割。全体の約25%)が「慣例、自治体財政の健全化等のため」、297団体(約4割。全体の約17%)が「端数処理等」と回答。
  - 端数処理等以外の理由で減額している459団体のうち、303団体(約66%)が「今後見直しを行う予定」(このうち259団体(約85%)は平成27年4月までに見直しを行う予定)と回答。
- ➡「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した156団体(全体の約1割弱)を中心に、その後の見直しの進捗状況について、平成27年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進。



＜予定価格の設定方法＞



＜「歩切り」の見直しを行う予定＞



※1 「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」、「その他」のいずれかが減額理由に含まれる団体

※2 「端数処理」又は「システムで無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じることによる調整」のいずれかのみが減額理由である団体

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を図るため、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)が改正され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されます。

この度、国土交通省では、運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「新労務単価」や「品確法の運用指針」などの相談を総合的に受け付ける相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくこととしました。



**品確法 運用指針等、建設業に関する様々な相談を受け付けます!**

TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**国土交通省**  
土地・建設産業局 建設業課

## 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、従来の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合し、建設業に関する様々な現場の生の声をお聞きするものです。従来から受け付けていた、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、新たに運用の始まる品確法の運用指針に関すること等についても相談を受け付けます。

### 品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば...>

- ・予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている。
- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに...

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



### 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



事業者の皆様  
の生の声をお聞かせ下さい

### その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承ください。

E-mail: [hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

# 元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、融資を受けたいときは・・・』

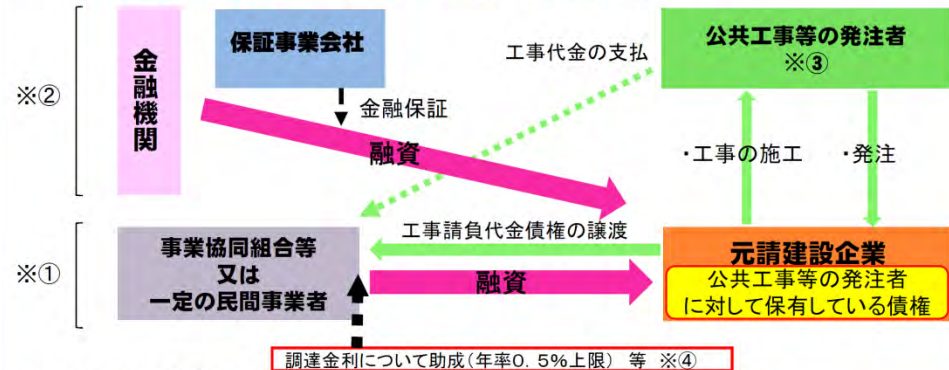
制度が延長されました！！

## 地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。  
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



- ※①: 工事の出来高部分までの融資（事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資）
- ※②: 工事の出来高を超える部分の融資（保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資）
- ※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事（病院、福祉施設、PFIなど）及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者
- ※④: 東日本大震災の被災地域（岩手県、宮城県、福島県の区域に限る。）においては、調達金利について助成（年率1.1%上限）等（注）本事業に係る助成金等を支出している建設業金融円滑化基金が、すべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。

### 制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
（一財）建設業振興基金 金融支援部	03-5473-4575

### 融資のご相談はこちらへ

- ※①・③について  
融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。  
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keikyoyouka.html>
- ※②について  
北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092  
東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125  
西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944 (順不同)

# 下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

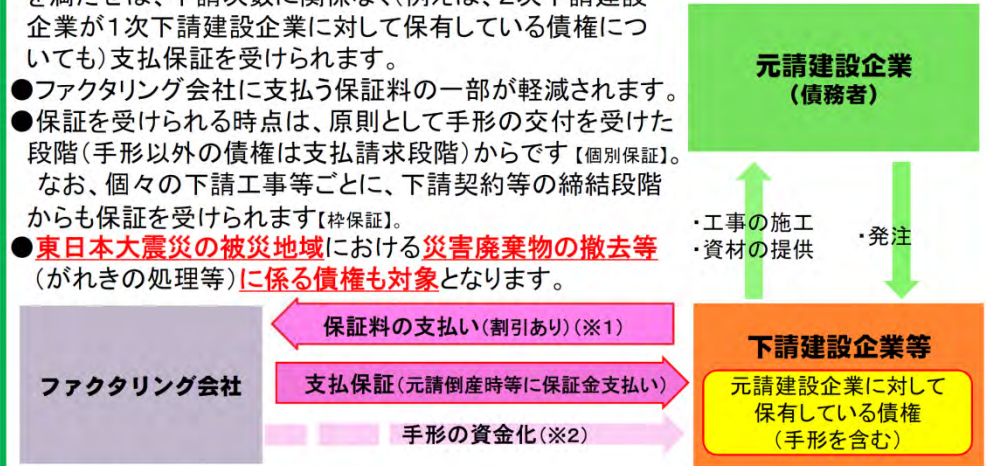
## 下請債権保全支援事業

（債権支払保証事業）

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権（手形を含む。）について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく（例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても）支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階（手形以外の債権は支払請求段階）からです【個別保証】。なお、個々の下請工事ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）に係る債権も対象となります。



- （※1）保証料の割引は、保証料の3分の2（保証される債権額の年率3%を上限）です。保証料とは別に利用料（保証される債権額の年率1%）が必要です。
- （※2）一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。（注）本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が、すべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。

### 制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
（一財）建設業振興基金 金融支援部	03-5473-4575

### 買取申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社（順不同・随時更新）	
北保証サービス株式会社（*・枠）	011-241-8654
みずほファクター株式会社（枠）	03-3286-2260
昭和リース株式会社（*・枠）	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス（*・枠）	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社（*・枠）	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社（枠）	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社（枠）	03-5209-6740
オリックス株式会社（*・枠）	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス（*・枠）	06-6543-2843

（\*）手形の資金化に対応しているファクタリング会社  
（枠）枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成28年3月31日まで延長されました～ 国土交通省

（平成27年3月更新）

～制度の期限が平成28年3月31日まで延長されました～ 国土交通省

（平成27年3月更新）

中小・中堅の建設企業及び建設関連企業のための専門家による経営相談・支援です。

# 地域建設産業 活性化支援事業

中小・中堅建設企業等が抱える経営上・技術上の課題に対し、**専門家による幅広いアドバイス**を行います。

担い手確保・育成や生産性向上に関する**モデル性の高い取組**に対しては、**重点的な支援**を行います。

## 相談支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで)

まずエリア統括マネージャーが職務で課題のヒアリングを行います。貴社の課題解決に最適な活性化支援アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。経営上・技術上の課題に親切・丁寧に対応します。

**例** ・技能者の育成、工程管理の改善、新技術の開発、建設業許可業種の追加、経営事項審査の点数アップ、工事点検管理の充実化 etc

**初回の相談は無料でご利用頂けます。(2回目の相談は自己負担額2,700円＋派遣手数料)**

※エリア統括マネージャー：コンサルティング業務を担う専門家(全国を1ブロックに分け各ブロックに配置)  
※活性化支援アドバイザー：1級建築師または建築師事務所、1級造士、大手建設企業の1級、2級技術者等といった工事現場におけるマネジメント経験が豊富な担い手確保・育成に係る道具の新しい人材開発の専門家や、中小企業診断士、弁護士、公認会計士等の専門家

## 重点支援

担い手確保・育成や生産性向上に関するモデル性の高い取組に対しては、以下の2つの支援メニューを用意しています。

### コンサルティング支援

エリア統括マネージャーを中心として、取組内容の特性に合わせた活性化支援アドバイザー等が支援チームを構成し、計画策定まで継続的に支援します。



または

### ステップアップ支援

計画実行段階の経費の一部を支援します(上限300万円)。



**例** ・異業種の企業が連携し、多能工を育成  
・地域の複数の企業が連携し、合同で教育訓練の実施へ向けたプランを作成  
・異業種の企業が連携し、新資材を開発  
・地域の複数の企業が連携し、インフラメンテナンスに関する新技術を開発

建設企業等を中心とした複数(2社以上)から構成される「グループ(連携体)」が支援の対象となります。(必要に応じ活性化支援アドバイザーがグループの形成をお手伝いします。)

※コンサルティング支援は、相談支援を受けた建設企業等の中から選定します。※ステップアップ支援は、公募により支援対象を募集します。募集要項は後日公表します。

## 本事業のご利用対象

### 中小・中堅の建設企業及び建設関連企業

※中小・中堅とは、資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の企業(個人事業主又は法人)をいいます。

※建設関連企業とは、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業を営んでいる企業をいいます。なお、測量業においては測量法における測量業者であること、建設コンサルタント業及び地質調査業においては国土交通大臣の登録を受けていることが必要です。

**お申込み詳細につきましては  
裏面をご覧ください。**

**FAX 03-5473-4594**

受付窓口(一財)建設業振興基金 TEL 03-5473-4572

経営相談をご希望の方は、本申込書を  
ご記入の上、FAXを送信ください。

平成27年度 地域建設産業活性化支援事業

# 経営相談申込書

平成 年 月 日

相談申込者	会社名	(フリガナ)					
	所在地	〒 -					
	ご担当者	役職・所属部署	(フリガナ)				
		氏名					
	申込み受付時に窓口より電話連絡いたしますので、日中にご連絡が取れる携帯番号などをご記入ください。						
携帯	TEL						
	FAX	E-mail	@				
会社等概要	規模	資本金	千円	売上高	千円	従業員数	名
	業種	建設業	<input type="checkbox"/> 大臣許可 <input type="checkbox"/> 知事許可 <input type="checkbox"/> 許可なし	建設関連業	<input type="checkbox"/> 測量業登録事業者 <input type="checkbox"/> 建設コンサルタント登録事業者 <input type="checkbox"/> 地質調査業登録事業者		

1. ご相談内容	
2. 重点支援の希望についてチェックマークを入れてください	
<input type="checkbox"/> 特に希望しない <input type="checkbox"/> コンサルティング支援を希望 <input type="checkbox"/> ステップアップ支援を希望    ( <input type="checkbox"/> グループ結成の支援を希望)	
3. 本事業を知った紹介元についてチェックマークを入れてください	
<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 建設業協会等 <input type="checkbox"/> セミナー等 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 商工会等 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士等(氏名) <input type="checkbox"/> その他(紹介元)	
4. 金融機関からのご紹介の場合には、下欄をご記入ください	
① 紹介元の金融機関名	② 紹介元の支店名又は担当部署
③ 紹介元への相談申込者名の情報提供	④ 紹介元への相談内容等の情報提供
可・否	可・否

## 本事業利用についての重要事項説明

本事業を利用するにあたり、以下の事項についてご了承の上、お申込みください

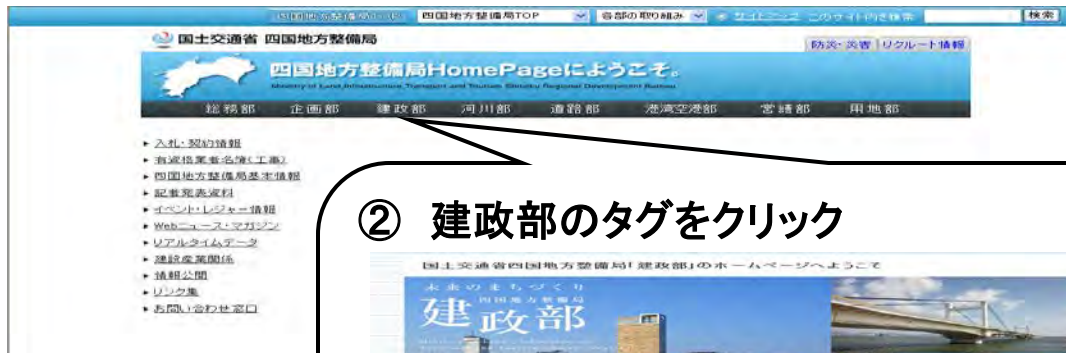
- 経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報等をお寄せします。
- 当申込書のほかアドバイスに必要な個人および企業情報は、本事業の円滑な遂行、改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはありません。
- 本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(一財)建設業振興基金、活性化支援アドバイザー等の本事業関係者はその責任を一切負わないものとします。
- 属方及び協力団員と密接な関係を有する者は申し込みできません。

## 活性化支援相談窓口一覧 <http://www.yoi-kensetsu.com/kassei/>

(一財)建設業振興基金 構造改善センター	TEL 03-5473-4572	FAX 03-5473-4594
国土交通省 北海道開発局 事業振興部建設産業課	011-709-2311	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 建設部計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設部建設産業第一課	048-601-2151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 建設部計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設部建設産業課	052-953-8572	052-953-8806
国土交通省 近畿地方整備局 建設部建設産業課	06-6342-1071	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 建設部計画・建設産業課	082-511-6379	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 建設部計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 建設部計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031	098-861-9926

# ○四国地方整備局HPにおける関連ページの紹介

① 当局HP <http://www.skr.mlit.go.jp/>



② 建設部のタグをクリック



③ 産業行政をクリック → 産業行政TOP  
建設業 をクリック →  
「法令遵守と監督処分」外、詳細情報のページへ

## ○建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン

TEL. 0570-018-240

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

E-mail : kakekomi-hl@mlit.go.jp

建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を  
受け付けています。

※紛争を解決するものではありません。

## ○適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL. 0570-004976

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

E-mail : hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る  
情報や、品確法の運用指針など、様々な相談を  
受け付けています。

※紛争を解決するものではありません。